

令和7年6月13日に年金制度改正法成立

年金制度改正法② (社会保険加入対象者拡大)

中小企業の短時間労働者などが、厚生年金や健康保険に加入し、年金の増額などのメリットを受けられるようにする、社会保険の加入対象の拡大を図ります。

全6回で改正ポイント
をお伝えします



加入要件の見直し

- ✓ 社会保険(厚生年金・健康保険)に加入する要件をわかりやすくします。
- ✓ これにより、働き方が選びやすくなるとともに、将来の年金の増額などのメリットを受けられます。

見直し① 短時間労働者の加入要件の見直し

加入要件が
シンプルに!

✓ 給与が月額88,000円以上

※残業代、賞与、通勤手当
※学生は対象外です

✓ 週の勤務が20時間以上

月 火 水 木 金 土 日
4h 6h 6h 4h 4h 0h 0h
※残業時間は原則、含みません。

51人以上の企業



賃金要件の撤廃

いわゆる年収106万円の壁がなくなります
全国の最低賃金の引上げの状況を見極めて、
3年以内に廃止します

企業規模要件の撤廃

働く企業の規模にかかわらず10年かけて
段階的に対象企業を拡大します

※時期を待たずとも労使合意に基づき加入することも可能です

見直し② 個人事業所の適用対象の拡大(フルタイム労働者を含めた加入対象の拡大)

常時5人以上の者を使用する個人事業所

※法律で定める17業種

上記以外の業種*

*農業、林業、漁業、宿泊業、飲食サービス業 等

対 象(現行どおり)

対象外 → 対 象

2029年10月から

ただし、2029年10月時点で
既に存在している事業所は当分
の間、対象外とします

5人未満の個人事業所 対象外(現行どおり)

※①物の製造、②土木・建設、③鉱物採掘、④電気、⑤運送、⑥貨物積卸、⑦焼却・清掃、⑧物の販売、⑨金融・保険、⑩保管・賃貸、⑪媒介周旋、
⑫集金、⑬教育・研究、⑭医療、⑮通信・報道、⑯社会福祉、⑰弁護士・税理士・社会保険労務士等の法律・会計事務を取り扱う士業

支 援

社会保険の加入拡大の対象となる短時間労働者への支援

- 企業規模要件の見直しなどにより新たに社会保険(厚生年金・健康保険)の加入対象となる短時間労働者に対し、**3年間事業主の追加負担により、社会保険料の負担を軽減できる特例的な措置**を実施します。
- 事業主が追加負担した保険料について、**国などがその全額を支援**します。

事業主への支援

- 事業主向けの支援として、社会保険の加入にあたり労働者の収入を増加させる事業主への支援、加入拡大に関する事務の支援や生産性向上等に資する支援を検討しています。

出典:厚生労働省HP

記載の税務または社会保障制度のお取扱いは、2025年8月現在の社会保障制度に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別のお取扱いについて、くわしくは所轄の年金事務所等にご確認ください。
「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

お問合せ先・担当者



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7777 (代表)

www.axa.co.jp/